

▼ 国民健康保険 ▼

国民健康保険税の「納税通知書」を送付

令和2年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。国民健康保険の加入者がいる世帯に対して、「国民健康保険税納税通知書」を7月中旬に送付します。

国民健康保険税は、世帯主と国保加入者の前年(平成31年・令和元年)の所得や人数に応じて、世帯単位で決まります。

◆保険税の納付方法

① 普通徴収…納付書または口座振替で納付

7月から翌年3月まで毎月の納付です。口座登録のない世帯主には、別途納付書を送付しますのでご確認ください。また、コンビニエンスストアやスマートフォンでも納付可能です。取扱可能な店舗は納付書裏面をご覧ください。申し出により納付方法を口座振替に変更できます。

② 特別徴収…年金からの天引き

自動で天引きされるため、手続きは不要です。今回の通知で今年度分の天引き額をお知らせします。

◆非自発的失業による保険税の軽減制度

倒産・解雇や雇い止めなどにより離職された人を対象に保険税が軽減されます。離職日時点で65歳未満の人が対象で、申請にはハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」が必要です。

◆納付が困難な場合

災害や解雇などによる長期失業、新型コロナウイルス感染症に伴う収入減など、特別な事情で保険税の納付が著しく困難な場合は、保険料の減免や一定期間保険税の徴収が猶予されることがあります(減免や猶予を適用するには申請が必要)。

問い合わせ＝国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額証)の更新

国保加入者の限度額証の更新は、毎年8月1日です。現在、限度額証をお持ちで引き続き必要な人は、下記へ申請してください。※毎年申請が必要です

国民健康保険高齢受給者証を送付

国保加入者で70歳以上75歳未満の人へ、7月下旬に高齢受給者証を送付します。

8月1日から新しい高齢受給者証(桃色)をお使いください。毎年12月更新の保険証は、誤って破棄しないよう、ご注意ください。※高齢受給者証は保険証と同じ「カード型」になっています。

※医療機関などの窓口では、「保険証」と「高齢受給者証」の2枚をご提示ください。

問い合わせ＝国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)

▼ 後期高齢者医療制度 ▼

後期高齢者医療制度の「保険料額決定通知書」を送付

令和2年度の後期高齢者医療制度の「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付しますので、期限内に納付をお願いします。

後期高齢者医療保険料は、世帯主と加入者の前年(平成31年・令和元年)の所得により個人単位で決まり、被保険者一人一人に保険料をお支払いいただきます。

◆保険料の納付方法

① 特別徴収…年金からの天引き

天引き対象となる年金の受給額が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えない人が対象(手続き不要)。

② 普通徴収…納付書または口座振替で納付

7月から翌年3月まで毎月の納付です。口座登録がない人には、保険料額決定通知書の5枚目以降に今年度分全ての納付書を添付しています。申し出により納付方法を口座振替に変更できます。※新たに被保険者となる人や住所を異動した人は、特別徴収の対象となる人でも、一定期間は普通徴収となります。

◆納付が困難な場合

災害や所得激減、新型コロナウイルス感染症に伴う収入等の著しい減少など、特別な事情で保険料の納付が著しく困難な場合は、保険料が減免されることがあります(減免を適用するには申請が必要)。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ＝保険料額について：兵庫県後期高齢者医療広域連合(078-326-2021) 納付方法・納付相談について：国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)

後期高齢者医療被保険者証を送付

8月1日から使える「後期高齢者医療被保険者証」を7月中旬に送付します。負担割合は、所得や世帯構成により「1割」または「3割」です。なお、保険料の収納状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。

また現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額証)」をお持ちで、引き続き対象要件を満たす人には、新しい限度額証を7月中旬に保険証と併せて送付する予定です。

問い合わせ＝市の担当窓口：国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636) 後期高齢者医療制度について：兵庫県後期高齢者医療広域連合(078-326-2612)

▼ 介護保険 ▼

介護保険料の「納入通知書」・「決定通知書」を送付

令和2年度の介護保険料の「納入通知書」または「決定通知書」を、7月中旬に送付します(65歳以上)。保険料は、本人と世帯員の市・県民税課税状況、本人の所得金額などにより11段階に分かれています。

介護保険料は、前年(平成31年・令和元年)の所得などをもとに決めています。

◆保険料の納付方法

① 特別徴収…年金からの天引き

通知書で今年度分の天引き額を確認できます(手続き不要)。

② 普通徴収…納付書または口座振替で納付

7月～翌年3月まで毎月の納付です。納付書払いの人は、通知書に付いている納付書をご確認のうえ、必ず納期限内に納めてください。納め忘れを防ぐため、口座振替による納付をおすすめします。

◆納付が困難な場合

保険料の納付が困難な場合や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、保険料が減免されることがあります(減免を適用するには申請が必要)。※保険料の決め方や納め方、減免の受け方など、詳しくは通知書に同封しているパンフレットをご覧ください。

問い合わせ＝介護保険課資格管理係(559-5077 FAX 563-1447)

介護保険負担割合証を送付

介護保険サービスは、利用者の収入に応じて、費用の「1割」から「3割」を負担して利用します。

利用者にお渡ししている負担割合証の適用期間は7月31日までです。8月1日からの負担割合証は7月中旬以降に送付しますので、届いたらご自身の負担割合を確認し、ケアマネージャーや介護保険サービス事業者に提示してください。

問い合わせ＝介護保険課認定給付係(559-5078 FAX 563-1447)

下水道が詰まったらどうしたらいいの？

下水道の詰まりは、油が固まったり、異物や木の根が入ることなどで多く発生します。下水道が詰まって流れないときは、その不良箇所により対応が異なります。下記の点をご確認ください。

(1) 宅地内の公共マスを探す

(2) 公共マスのふたを開ける

① 汚水が溜まっていない場合 排水設備(上図A)のつまりが原因。⇒ 宅地内の排水設備の施工業者や下水道管清掃業者、市下水道排水設備指定工事店などへ連絡

② 汚水が溜まっている場合 公共下水道(上図B)のつまりが原因。⇒ 下水道課へご連絡ください

◆公共マスのふたが破損した場合

宅地と道路の境界付近にある公共マスのふた(市章が刻印)が破損している場合は、市で交換しますので下水道課へご連絡ください。

※宅地内にある排水設備のふたが破損している場合は、ご自身でホームセンターや建材店などでご購入いただくか、市下水道排水設備指定工事店までご相談ください。

問い合わせ＝下水道課(559-5122 FAX 559-0440) ※夜間、土・日曜、祝日、年末年始は市役所代表番号(563-1111) ※下水道のつまりに備え、自宅の排水設備を施工した業者の連絡先もご確認ください。

▼ 今年度の保険税・料などのお知らせ ※各保険税・料や納付方法などは通知書等でご確認ください。